

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第31号 宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則
 (人事課) ... 2

告 示

- 告示第72号 平成29年6月宇治市議会定例会の招集
 (行政経営課) ... 13
- 告示第73号 身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成事業実施要
 綱の一部を改正する要綱..... (障害福祉課) ... 13

公 告

- 公告第26号 道路の位置の指定..... (建築指導課) ... 13

監 査 委 員

- 公表第6号 定期監査の結果に基づく措置の通知 14
- 公表第7号 定期監査の結果に基づく措置の通知 14

公 営 企 業

- 公告第12号 宇治市排水設備指定工事業者の指定 15
- 公告第13号 宇治市指定給水装置工事業者の指定 15

規 則

宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成29年6月9日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第31号

宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

宇治市退職手当支給規則(昭和28年宇治市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第16条に規定する基本手当日額表において、退職者の給与日額の属する等級に応じて、定められている基本手当日額」を「、次項の規定により算定した退職者の給与日額を雇用保険法(昭和49年法律第116号。以下「法」という。)第17条に規定する賃金日額とみなして同法第16条の規定を適用して算定した額」に改め、同条第2項中「日及び」を「月及び」に、「次項において同じ」を「以下「退職の月前6月」という」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「とおり」を「額」に改める。

第6条第1項中「又は」を「若しくは」に、「の支給」を「、同条第5項若しくは第6項の規定による退職手当(以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。))又は同条第7項若しくは第8項の規定による退職手当(以下「特例一時金に相当する退職手当」という。))の支給」に改め、同条第2項中「、前項の規定により支給資格者証」を「、支給資格者証」に改め、同条第3項中「失業者の退職手当の支給を受けようとする支給資格者」を「退職手当の支給を受けない支給資格者(条例第10条第3項、第6項又は第8項の規定により支給を受けようとする者に限る。以下「退職手当を受けない支給資格者」という。))」に改め、同条第4項中「、第4条、第5条又は」を「から」に、「の規定」を「までのいずれかの規定」に、「証明」を「認定」に改め、同条第5項及び第6項を次のように改める。

5 支給資格者が基本手当に相当する退職手当、高年齢求職者給付金に相当する退職手当又は特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、退職手当を受けない支給資格者にあつては第3項に規定する求職の申込みをした後、退職手当を受けた支給資格者にあつては前項に規定する失業の認定を受けた後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日(以下「失業認定日」という。)ごとに管轄公共職業安定所に出頭し、失業者の退職手当請求書(別記様式第5号)に管轄公共職業安定所の長による当該失業認定日前日までの間における失業の認定を受けた後、支給資格者証を添えて任命権者に請求しなければならない。

6 支給資格者は、支給資格者証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合には、支給資格者氏名等変更届(別記様式第5号の2)に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び支給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。

第6条第7項前段中「滅失又はき損した」を「滅失し、又は毀損した」に改め、同項後段中「おいては」を「おいて」に改め、同条第8項中「、管轄公共職業安定所の長」を「、市長」に、「雇用保険法」を「法」に、「を受ける」を「(以下「公共職業訓練等」という。)を受ける」に、「別記様式第7号」に「別記様式第7号)に当該」に改め、同条第9項中「、条例第10条第11項第1号及び第2号」を「、条例第10条第10項第1号又は同条第11項第1号若しくは第2号」に改め、同条第11項中「雇用保険法」

を「法」に、「以下「再就職手当」を「雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第83条の4に規定する就業促進定着手当(以下「就業促進定着手当」という。))を除く。以下「再就職手当」に、「同項第2号」を「、就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書(別記様式第10号の3)に、法第56条の3第1項第2号」に、「別記様式第10号の3)を「別記様式第10号の4」に改め、同条第14項中「、広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書」を「、退職手当のうち法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(広域求職活動費)に相当する退職手当支給申請書」に、「、支給資格者証」を「、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当支給申請書(別記様式第12号の2)に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(求職活動関係債務利用費)に相当する退職手当支給申請書(別記様式第12号の3)に、それぞれ支給資格者証」に改め、同条第15項中「、第8項」を「、第6項、第8項」に改める。

第7条中「、技能習得手当」を「、高年齢求職者給付金に相当する退職手当、特例一時金に相当する退職手当、技能習得手当」に、「、就業手当」を「、就業促進手当」に改め、「、再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度手当に相当する退職手当」を削り、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

別記様式第3号の(第2面)中「記入してください」を「記載してください」に改め、同様式の(第3面)中「失業証明日」を「失業認定日」に、「

失業の証明日 失業認定日

」を「認定する」に、「

給付の算 定基礎日 数(E)	日
----------------------	---

」に、「

給付の算 定基礎日 数(E)	日
給付額	(B) × (E) - (A) 円

」を

給付額	(B) × (E) - (A) 円
-----	-------------------

」に改め、同様式の(第4

失業認定日において失業していることを認定する。
年 月 日
管轄公共職業安定所長 [印]

面)中「記入する」を「記載する」に改め、同様式の(第5面)中「記入する」を「記載する」に、「失業証明日」を「失業認定日」に、「失業の証明日」を「失業認定日」に、「証明を」を「認定を」に、「該当する者は(2)欄」を「規定する高年齢被保険者に該当する者は(2)欄」に、「記入の」を「記載の」に改める。

別記様式第4号の(第3面)中「の失業証明日」を「の失業認定日」に、「

失業証明日 失業認定日

」を「

失業の証明日 失業認定日

再就職手当に相当する退職手当	年 月 日支給	円
----------------	---------	---

を

再就職手当に相当する退職手当	年 月 日支給	円
就業促進定着手当に相当する退職手当	年 月 日支給	円

に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同様式の(第4面)中「記入する」を「記載する」に改める。

別記様式第5号中「様」を「宛て」に、「証明します」を「認定します」に、「注意事項」を「(注)」に、「の証明」を「の認定」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第5号の2（第6条関係）

受給資格者氏名等変更届

				支給番号					
①	氏名	フリガナ							
		新							
		フリガナ							
		旧							
②	住所又は 居所	新							
		旧							
③	生年月日	年	月	日	④	変更年月 日	年	月	日
<p>上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>任命権者宛て</p> <p style="text-align: right;">受給資格者氏名 印</p>									

(注)

- 1 氏名を変更したときは、①欄に記載すること。
- 2 住所又は居所を変更したときは、②欄に記載すること。

別記様式第6号の(表)中「第23条第1項」を「第25条第1項」に、「職氏名」を「職及び氏名」に、

			歳	有・無	同 居 別 居
公共職業訓練等の受 講を指示した管轄公 共職業安定所名					

を

			歳	有・無	同 居 別 居
--	--	--	---	-----	------------

に、「様」を「宛て」に改め、同様式の(裏)中「注意事項」を「(注)」に改める。

別記様式第7号中「職氏名」を「職及び氏名」に、「様」を「宛て」に、「注意事項」を「(注)」に、「25回分」を「21回分」に、「には記載しない」を「には、記載しない」に改める。

別記様式第10号の(表)中「〒」を「郵便番号」に、「電話」を「電話番号」に、「否か」を「否か。」に、「離職前事業主である」を「離職前事業主である。」に、「ではない」を「ではない。」に、「ア 雇用の予約があつた」を「ア 雇用の予約があつた。」に、「予約はない」を「予約はない。」に、「受けましたか」を「受けましたか。」に、「受けた」を「受けた。」に、「受けていない」を「受けていない。」に、「様」を「宛て」に改め、同様式の(裏)中「注意事項」を「(注)」に、「失業の認定日」を「失業認定日」に、「認定日の」を「失業認定日の」に、「(認定日)」を「(失業認定日)」に、「記入する」を「記載する」に、「すべて」を「全て」に、「いうこと」を「いう」に、「記入例」を「記載例」に、「と記入」を「と記載」に、「記入し」を「記載し」に、

「なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。」

を
「なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。」

9 ※印欄には、記載しないこと。
に改める。

別記様式第10号の2の(表)中「〒」を「郵便番号」に、「電話」を「電話番号」に、「一週間」を「1週間に、

			万	千円		千円
--	--	--	---	----	--	----

			イ	定めあり		年	月	日まで
						(年 箇月)		

を

			イ	定めあり		年	月	日まで
						(年 箇月)		
						契約更新事項 (ア 有 イ 無)		
						1年を超えて雇用する見込み (ア 有 イ 無)		

--	--	--	--

に、「管轄公共職業安定所長 印」を「管轄公共職業安定所長 印」に、「常用就職支度金又は」を「に相当する退職手当又は」に改め、「常用就職支度金に相当する退職手当」を削り、「様」を「宛て」に改め、同様式の(裏)中「注意事項」を「(注)」に改め、「なお、期間内に提出することができないときは、特別の事情があると認められない限り受理されない。」を削り、「具体的に記載する」を「具体的に記載するとともに、契約更新事項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲む」に改める。

別記様式第10号の3の(表)中「〒」を「郵便番号」に、「電話」を「電話番号」に、「一週間」を「1週間に、

			万	千円		千円
--	--	--	---	----	--	----

			イ	定めあり		年	月	日まで
						(年 箇月)		

を

			イ	定めあり		年	月	日まで
						(年 箇月)		
						契約更新事項 (ア 有 イ 無)		
						1年を超えて雇用する見込み (ア 有 イ 無)		

に、「管轄公共職業安定所長 印」を「管轄公共職業安定所長 印」に、「常用就職支度金又は」を「に相当する退職手当又は」に改め、「常用就職支度金に相当する退職手当」を削り、「様」を「宛て」に改め、同様式の(裏)中「注意事項」を「(注)」に改め、「なお、期間内に提出することができないときは、特別の事情があると認められない限り受理されない。」を削り、「記載する」を「記載するとともに、契約更新事項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲む」に改め、同様式を別記様式第10号の4とし、別記様式第10号の2の次に次の様式を加える。

別記様式第10号の3（第6条関係）

（表）

就職促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

		支給番号				
① 申請者	氏名			生年月日	年 月 日	
	住所又は居所	郵便番号 (電話番号)				
② 就職先の事業所	名称	(電話番号)				
	所在地					
③ 1週間の所定労働時間	時間	分	④ 求人申込み時等明示した賃金額（月額）	円		
⑤ 雇用期間中の賃金支払状況						
ア 賃金支払対象期間		イ アの基礎日数	賃金額			備考
			A	B	計	
月 日から 月 日まで						
月 日から 月 日まで						
月 日から 月 日まで						
月 日から 月 日まで						
月 日から 月 日まで						
月 日から 月 日まで						
就職年月日から 月 日まで						
⑥ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名) 印						
⑦ ②の事業所に職業紹介したことを証明する。 年 月 日 管轄公共職業安定所長 印						
⑧上記のとおり就職促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者宛て 申請者氏名 印						
備考						
※ 処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	年	月 日	

(裏)

(注)

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6箇月に至った日の翌日から起算して2箇月以内に提出すること。
- 2 この申請書は、⑥欄に就職先の事業主の証明を受け、かつ、⑦欄に求職の申込みをした管轄公共職業安定所において証明を受けた後、受給資格者証を添えて提出すること。
- 3 申請者にあつては①欄及び⑧欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては②欄から⑥欄までをそれぞれ記載すること。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 事業主の記載事項
 - (1) ③欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6箇月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。
 - (2) ④欄は、事業主が求人者の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。
 - (3) ⑤欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - (4) ⑤欄のA欄には、賃金が月又は週等による場合について記載し、B欄には、賃金が日、時間又は出来高による場合に記載すること。この場合において、月等による賃金及び日等による賃金が両方ある場合は、それぞれA欄及びB欄に区別して記載し、A欄及びB欄の合計額を計欄に記載すること。
 - (5) ⑥欄において、②欄から⑤欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

※ 任 命 権 者 記 載 欄

別記様式第11号中「、又は④から⑦までに掲げる公共職業訓練等の受講を指示したこと」を削り、「様」を「宛て」に、「注意事項」を「(注)」に、「⑧欄に管轄公共職業安定所において証明を受けた後」を「この申請書は、移転の日の翌日から起算して1箇月以内に」に、「提出すること」を「提出すること。この場合において、公共職業安定所の紹介した職業に就くために移転する場合は、⑧欄に管轄公共職業安定所において証明を受けること」に改める。

別記様式第12号中「広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書」を「求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書」に、「を」を「に」、「指示した」を「紹介し



た」に、「とおり広域求職活動費」を「とおり求職活動支援費（広域求職活動費）」に、「様」を「宛て」に、「注意事項」を「(注)」に、「の指示を受けた」を「を終了した」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記様式第12号の2（第6条関係）

（表）

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏 名		性別	男・女	支給番号	
	住所又は居所					
② 講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講修了年月日	当該講座に関連する公的資格	受講費（入 学料を含 む。）（円）
					資格名 （ ） 分類 <input type="checkbox"/> (1) ~ (9)裏面 参照	円
③ 上記のとおり求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者宛て 申請者氏名 ㊟						
※ 処理 欄	支給決定年月日	年 月 日				
	計算欄					支給額
						円
備考欄						

(裏)

(注)

1 この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1箇月以内に、受給資格者証に次項各号に掲げる確認書類を添付して、任命権者に提出すること。

2 申請書に添付すべき確認書類は、次の各号に掲げるとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者より当該各号に掲げる書類の交付があつた際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼すること。

(1) 教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」

(2) 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」

教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書（必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい。）、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたる場合はその全てを提出すること。

(3) 教育訓練実施者の発行する返還金明細書（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要）

3 申請書の記載について

(1) 当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当するものを記載すること。

1 輸送・機械運転関係	4 情報関係	7 技術関係
2 医療・社会福祉・保健衛生関係	5 事務関係	8 製造関係
3 専門的サービス関係	6 営業・販売・サービス関係	9 その他

(2) 受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の両方に記載された額と同一額となつていることを確認すること。

なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合は、受講費の額は、「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となつていることを確認すること。

(3) ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第12号の3（第6条関係）

（表）

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

①申請者	氏 名		性別		男・女		支給番号		
	住所又は居所								
②保育等サービス	項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日	保育等サービス利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数	費用（自己負担分）（円）
	1	ア 面接等のため イ 訓練のため				() ※01～04 裏面参照		日	円
	2	ア 面接等のため イ 訓練のため				() ※01～04 裏面参照		日	円
	3	ア 面接等のため イ 訓練のため				() ※01～04 裏面参照		日	円
	4	ア 面接等のため イ 訓練のため				() ※01～04 裏面参照		日	円
③ 上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者宛て 申請者氏名 (印)									
※処理欄	支給決定年月日		年 月 日						
	項番	計算欄							支給額（円）
	1								円
	2								円
	3								円
	4								円
合計								円	
備考欄									

(裏)

(注)

- 1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業認定日から今回の失業認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動関係役務利用費））中に、求人者との面接等をするため又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（失業認定日＝確認日（求職活動関係役務利用費））に、受給資格者証に次項各号に掲げる確認書類を添付して、任命権者に提出すること。ただし、高年齢受給資格者又は特例受給資格者の方が求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書を提出する場合にあつては、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4箇月以内に行うこと。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は、次の各号に掲げるとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より当該各号に掲げる書類の交付があつた際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。
 - (1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」
保育等サービス費用の支払いをクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい。）、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたる場合はその全てを提出すること。
 - (2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対策訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対策訓練を受講したことを証明することができる書類（「教育訓練修了証明書」など）
 - (3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合は、その額を証明する書類
- 3 申請書の記載について
 - (1) ②欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであつて、求職活動のために利用するものではないものは、記載しないこと。
 - (2) ②欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。
 - (3) ②欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載すること。

0 1 認可保育所で行う保育	0 6 居宅訪問型事業	1 1 延長保育事業
0 2 認可幼稚園で行う保育	0 7 事業所内保育	1 2 病児保育事業
0 3 認定こども園で行う保育	0 8 一時預かり事業	1 3 放課後児童クラブ
0 4 小規模保育	0 9 子育て短期事業	1 4 その他の保育等サービス
0 5 家庭的保育	1 0 子育て援助活動支援事業（認可外保育施設が行う保育等）	
	（ファミリー・サポート・センター事業）	
 - (4) 費用（自己負担分）の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額と同一額となつていることを確認すること。
 - (5) ※印欄には、記載しないこと。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の宇治市職員退職手当支給規則の様式により使用されている書類は、改正後の宇治市職員退職手当支給規則の様式によるものとみなす。

告 示

宇治市告示第72号

平成29年6月宇治市議会定例会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成29年6月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

平成29年6月2日

宇治市長 山本 正

- 1 期 日 平成29年6月9日
- 2 場 所 宇治市議場

（揭示済）

宇治市告示第73号

身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成29年6月9日

宇治市長 山本 正

身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成事業実施要綱（昭和57年宇治市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「3,000円」を「2,000円」に改める。

別記様式第1号中「様」を「宛て」に、「電話 _____ 局 _____ 番」を「電話番号 _____」に、「基づき」を「より」に、「府県名」を「都道府県名又は市名」に、「3,000円」を「2,000円」に、「領収書」を「領収証書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。ただし、別記様式第1号の改正規定（「3,000円」を「2,000円」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る診断書料の助成について適用し、同日前の申請に係る助成については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に改正前の身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成事業実施要綱の規定に基づいて作成されている身体障害者手帳等診断書料助成申請書は、改正後の身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成事業実施要綱の相当規定に基づいて作成された身体障害者手帳等診断書料助成申請書とみなす。

公 告

宇治市公告第26号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を次のとおり行いました。

平成29年6月9日

宇治市長 山本 正

指定番号	指定年月日	土地の地名・地番	延長及び幅員
宇市第1 68号	平成29年 5月25日	宇治市広野町東裏 122番3	延長：26.13m 幅員：6.0m

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成29年5月26日

宇治市監査委員
 小 山 茂 樹
 森 真 二
 水 谷 修

- 1 監査の結果を公表した日
 平成29年1月27日（宇治市監査委員公表第1号）

- 2 当該通知に係る事項
 次のとおり。

監査対象 教育部 学校教育課
 監査期間 平成28年11月7日～平成28年12月21日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	委託料支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。	以後適正に処理するよう、委託料の支払業務の注意点について事務引継書に記載するとともに、課内会議においても全職員に徹底しました。
2	補助金支出状況について、規則の範囲内で行っている事務の取扱いが要項とは異なる取扱いとなっているものが一部見受けられた。	ご指摘いただきました補助金交付要項につきまして、事務の取扱いに照らして見直し、所要の改正を行いました。（平成29年4月1日施行）

(揭示済)

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成29年5月26日

宇治市監査委員
 小 山 茂 樹
 森 真 二
 水 谷 修

- 1 監査の結果を公表した日
 平成29年3月31日（宇治市監査委員公表第4号）

- 2 当該通知に係る事項
 次のとおり。

監査対象 建設部建設総務課
 監査期間 平成29年1月5日～2月23日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	(1) 道路占用料収入状況について 平成25年度の前回定期監査等において、道路占用料及び水路使用料が納期限までに納入されないことがあると指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。改善を図られるよう求める。	今回ご指摘頂いた占用料が収納期限までに納付されていないことにつきましては、占用者に対し電話や訪問にて納付を促してきております。今後も電話や訪問の頻度を増やし、収納期限内に納付されるよう努めます。
2	(2) 境界明示等手数料収入状況について 手数料の指定金融機関への払込みの時期に遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。	課に直接支払いを受けた手数料収入に関して、指定金融機関へ払込む時期が遅れないよう、課内で伝票及び入金状況を確認する回数を増加させ、適正な事務が行えるように見直しました。

監査対象 建設部道路建設課
 監査期間 平成29年1月5日～2月23日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	道路拡幅等予定用地使用料の納入期限について、指定のないものや、指定に疑義のあるものが見受けられた。	道路拡幅等予定用地使用料の納入期限について、使用目的及び予定地の状況等を十分精査した上で、宇治市行政財産使用料条例に基づき、使用期間及び納入期限を定める等、適正処理に努めるよう課内会議を開催し課全職員に周知を行いました。 なお、当該道路拡幅用地における道路拡幅事業が平成29年3月末に完了したことにより、道路建設課での行政財産使用料収入事務は発生しませんが、引継書に記載する等し、今後新たに行政財産使用許可の事務を取り扱う場合においては、適正な処理に努めてまいります。

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第12号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

平成29年6月9日

宇治市長 山本 正

指定番号 第354号 井上洗浄有限会社

宇治市上下水道事業公告第13号

宇治市指定給水装置工事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、平成29年5月23日付けで、宇治市指定給水装置工事業者として、次の者を指定したので公告します。

平成29年6月9日

宇治市長 山本 正

指定番号 第448号 株式会社ジャスティス

